

令和 5 年 1 月 4 日
南部町 総務課 管財班

各 位

「建設工事技術者等設置取扱マニュアル」の改正について

当町の建設業行政については、平素からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 3 5 3 号）」が公布され、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げの見直しがされました。

つきましては、令和 4 年 3 月に町で作成した「建設工事技術者等設置取扱マニュアル」の改正について、下記のとおりお知らせします。

今後とも適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いいたします。

記

1. 改正内容

（1）金額要件の見直し

金額要件の見直しが行われ、いずれも令和 5 年 1 月 1 日より施行され、請負契約の時点に関わらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）から 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）に引き上げ。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）から 4,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）に引き上げ。
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3,500 万円から 4,000 万円に引き上げ。

【問い合わせ先】
総務課管財班
TEL 0178-76-2111